

特定農業振興ゾーン設定計画 (案)

項目	内容	
位置及び規模	面積 <u>12.4ha</u> 地区 <u>五條市丹原地区</u> 別途図を添付	
地域の現状、課題と設定の目的	<p>当該地域は五條市北西部の丹生川左岸に位置し、南北に通る国道168号沿いに集落と農地が広がる。農地は国道の両側にまとまっているものの、大部分が10aに満たない小区画で農道の隣接しない農地も多い。</p> <p>農業生産は兼業農家による米と柿の複合経営が主で、一部露地ナスも生産されているが、高齢化に伴い農地の維持が困難になっている。今後も農地を維持していくために、農地の基盤整備と集落営農組織を立ち上げる準備をしており、五條地域に合った中山間地域の営農モデルとなるよう特定農業振興ゾーンに指定し必要な支援を行っていく。</p>	
高収益作物への転換	<p>現状水田は水稻単作が主であるが、基盤整備と集落営農を進める中で水稻の低コスト化による収益性の向上を図るとともに、株式会社五條市青ネギ生産組合と出荷・販売等で連携した青ネギ生産、JA向け水稻後作での業務用タマネギ等の生産及び水稻とのローテーション栽培によるJA共同出荷用露地ナス生産等による収益確保を目指す。</p>	
耕作放棄地の解消・防止	<p>地域の水田は、農家同士の助け合いで耕作放棄地にすることなく維持してきたが、担い手も高齢化する中、今後は定年帰農者を中心として集落営農組織により地域全体で守っていく仕組みを作っていく。</p>	
多様な担い手の確保	<p>当該地域は高齢化が進み若い担い手がない。集落の水田は集落営農で守っていくとともに、近隣のネギ農家等にも入ってもらうことで農地を効率的に活用し高収益化を図る。H31年3月に任意組織を立ち上げ、農地整備事業の完了（概ね5年後）をめどに法人化予定。</p>	
	担い手	現況 (5～10年後)
	人・農地プランの中心経営体	4人 (0人増)
	認定農業者 うち法人	2人 (2人増) 0法人 (1法人増)
	認定新規就農者	0人 (0人増)
	基本構想水準到達者	0人 (0人増)
	今後育成すべき農業者 うち法人(企業等) うち任意団体(集落営農等)	0人 (1人増) 0法人 (0法人増) 0団体 (1団体増)
担い手への農地集積	<p>集落営農組織の立ち上げを予定しており、当面は集落の担い手に農地を集積し任意組織で運営を行う。法人化後は、農地を法人に集積する予定。</p>	
農地の整備	<p>「農地中間管理機構関連農地整備事業」により、区画整理、道路整備、用排水路整備、暗渠、施設用地等の創設を行う。(H31年度事業採択申請、H36工事完了予定)</p>	
農業の近代化(先進技術導入)のための施設の整備	<p>集落営農を進める中で、高性能農業機械(トラクター、田植機、コンバイン、乾燥調製施設等)とそれらの保管用施設を導入することで、基盤整備された圃場での水稻栽培の低コスト化を図りつつ、高収益作物の生産拡大につなげる。</p>	
都市計画等他の計画との関係で留意すべき事項	<p>五條市が平成20年9月に策定した第5次総合計画*に示された地域別土地利用の方向性と合致させる。*H31年度第6次総合計画に見直し予定</p>	
農業委員及び農地利用最適化推進委員の役割	<p>農地パトロールにより農地の遊休化を監視し、適切に営農組織に農地集積を図る。また、地域の意向把握に努め、人・農地プランの検討等に係る議論を誘導する。</p>	
その他		